ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

～安心して働ける信州のために～

報道関係者　各位

長野労働局発表（08-49）
令和８年11月20日
【照会先】
長野労働局労働基準部賃金室
賃金室長　　藤川康廣
賃金指導官　小野山隆紀
（代表電話）026(223)0555

長野県はん用機械器具等製造業最低賃金が改正されます
～12月25日から「時間額1,161円」に～

１　長野労働局長（木村　聡）は、長野地方最低賃金審議会（会長：山本 恭子）から答申を受け、はん用機械器具等製造業最低賃金を56円引き上げて時間額1,161円とする改正決定を行い、昨日（11月19日）、官報公示を行いました。

２　長野労働局としては、改正後のはん用機械器具等製造業最低賃金の周知と併せて、最低賃金及び賃金の引上げに係る各種支援策についても、広く周知を行うなど、引き続き、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな 支援に積極的に取り組んでまいります。

【改正までの経過】

１　令和8年8月24日に長野地方最低賃金審議会に改正諮問。
２　長野県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会で、同年10月１日、10月16日、20日に金額、発効日に関して集中審議が行われ、全会一致により、10月20日に答申。
３　答申の意見（異議）を募る公示を10月21日に行い、期限（11月５日）までに異議申し出はなく、所定の事務処理を経て、昨日（11月19日）に官報公示。

（参考）長野県はん用機械器具等製造業最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移（過去５年）

年　度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最低賃金額	956円	994円	1,043円	1,105円	1,161円
対前年度引上げ額	29円	38円	48円	62円	56円
対前年度引上げ率	3.13%	3.97%	4.83%	5.94%	5.07%

（注）長野県はん用機械器具等製造業最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」のことをいいます。